

安芸市新庁舎建設基本計画



令和元年 11 月

安 芸 市

目 次

第1章 はじめに	1
1 新庁舎の検討経緯.....	2
2 関連計画との整合.....	3
3 候補地選定の経過.....	4
第2章 新庁舎建設の基本的な考え方	7
1 現庁舎の現状と課題.....	7
2 新庁舎の基本理念・基本方針.....	11
第3章 新庁舎の整備方針	15
1 庁舎の安全性の確保.....	16
2 窓口機能の向上.....	17
3 情報発信と多様なスペースの確保.....	19
4 執務環境の柔軟性・効率化.....	20
5 省エネルギー技術の導入、施設の長寿命化.....	21
6 歴史と文化のまちにふさわしいデザイン.....	23
第4章 新庁舎の施設計画.....	24
1 新庁舎の規模.....	24
2 敷地概要.....	27
3 土地利用計画.....	29
4 階層・配置計画.....	31
5 建物デザイン計画.....	31
6 構造計画.....	32
7 設備計画.....	33
8 駐車場・駐輪場の計画.....	34
第5章 新庁舎建設に向けた事業計画.....	36
1 概算事業費.....	36
2 事業スケジュール.....	37
3 施設管理・運用に関する考え方.....	37
資料編	
1 市民アンケートの概要・結果	
2 来庁者アンケートの概要・結果	
3 検討委員会の検討経過	

第1章 はじめに

はじめに

市庁舎は、昭和34年に東庁舎を建築して以降、業務の増加に応じて北庁舎、西庁舎、北別館、地域包括支援センターを現在の敷地内に増築し、最も古い東庁舎は築後60年が経過しています。

現庁舎では、老朽化や耐震性の不備、庁舎の狭あい化・分散化のほか、慢性的な駐車場の不足など様々な課題を抱えています。

それに加えて、東日本大震災以降、南海トラフ地震に関する被害想定が公表され、最大クラスの地震による津波で6.5メートル浸水するという予測が示され、津波対策も大きな課題となっています。

これらの課題を踏まえ、市民の命を守ることを最優先として、南海トラフ地震など災害時にも機能できる市庁舎を早急に整備する必要があります。

新庁舎建設予定地については、災害時における防災拠点機能の維持と、被災後の市民生活や復旧・復興に向けた行政機能の維持を重視し、街から離れすぎないこと、津波浸水区域外であることを条件に検討を行い、平成31年3月に議決を経て、県道高台寺川北線・インター線の交差点南西部に決定しました。

本計画は、新庁舎建設基本構想で掲げた基本理念や基本的視点を受け継ぎ、庁舎の利便性や機能性、また環境への配慮などの視点から、新庁舎建設に必要な機能や施設などを示す整備方針、施設配置や規模などの整備に関する考え方を示す施設計画、スケジュールや事業費を示す事業計画などを定めたものです。

今後は、この基本計画に沿って、新庁舎建設に向けて具体的な検討を進めていくこととなりますが、市民の利便性や防災対策など、安全で市民に親しまれる庁舎の実現に向けて取り組んでいきますので、市民の皆様をはじめ関係各位の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画策定にあたり、市民アンケートなど様々な機会を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ関係の方々、ご審議をいただきました安芸市新庁舎整備検討委員会の皆様に心からお礼を申し上げます。

安芸市長 横山 幾夫

1 新庁舎の検討経緯

新庁舎建設に係る検討経緯等を時系列に整理したものです。

時 期	内 容
平成 25 年 11 月	○「安芸市新庁舎建設基本構想検討委員会」を設置し、候補地の検討を開始
平成 27 年 3 月	○基本構想検討委員会からの答申では、建替えの必要性は確認されたが、建設場所は意見が分かれ結論に至らず。 (4つの候補地で検討)
平成 27 年 7 月	○まちづくり懇談会（市内 15 地区）での意見聴取
平成 28 年 6 月	○「安芸市新庁舎建設地検討委員会」を設置し、候補地の検討を開始（検討場所は、基本構想検討委員会時と同じ）
平成 29 年 1 月	○建設地検討委員会の答申で、災害時の機能を重視、浸水区域外への移転とし、新庁舎の建設地は、安芸中インター北側から県道高台寺川北線付近までの区域とされた。
平成 29 年 3 月	○津波浸水予測区域外への移転方針を表明
平成 29 年 9 月	○市有地での検討を表明
平成 29 年 11 月	○候補地 2 案を提示（桜ヶ丘町、西浜）
平成 29 年 12 月	○候補地を桜ヶ丘町とし、議会へ提案したが否決
平成 30 年 3 月	○市民説明会を経て、桜ヶ丘町への移転案を再提案したが否決
平成 30 年 4 月	○庁内プロジェクトチームを設置し候補地を再検討 ・建設地検討委員会の答申を基本に浸水区域外で検討 ・土居、僧津地区で 3 つの検討区域の比較検討
平成 30 年 12 月	○候補区域を「県道高台寺川北線・インター線交差点南側」とすることを表明
平成 31 年 3 月	○候補地を「県道高台寺川北線・インター線交差点南西」に決定し、議会に移転条例案を提案。可決

2 関連計画との整合

新庁舎建設にあたっては、幅広く検討することが重要であり、本市が掲げる以下の計画との整合を図ります。

○安芸市総合計画（前期基本計画）2016	平成 28 年 3 月
○安芸市公共施設等総合管理計画	平成 28 年 12 月
○安芸市地域防災計画	平成 30 年 6 月
○安芸市大規模災害対策 5 ヶ年計画	平成 29 年 5 月
○安芸市行政改革大綱	平成 29 年 3 月
○安芸市都市計画マスタープラン	平成 8 年 3 月（令和 2 年 3 月改訂予定）
○第 2 次安芸市地域福祉計画	平成 29 年 3 月
○第 3 次安芸市障がい者やさしさプラン	平成 30 年 3 月

3 候補地選定の経過

平成 25 年度からの基本構想検討委員会による候補地の検討から、平成 31 年 3 月の新庁舎建設候補地決定に至るまでの経過は下記のとおりです。

(1) 基本構想検討委員会による候補地検討

委員会では、東庁舎については耐震改修ではなく、建て替える方針が示され、候補地については、4つの候補地（①現在地、②消防防災センター付近、③県道高台寺川北線付近、④すまいるあき付近）で検討を進めてきましたが、将来の南海トラフ地震津波に備えて防災面を重視して庁舎移転するべきという意見と、現在のまちづくりや利便性を重視して現在地に建替えるべきという意見の隔たりは埋まらず、候補地の選択には至りませんでした。

(2) 建設地検討委員会による候補地検討

委員会では、建設地の検討にあたり、災害対策、利便性及び建設の容易さ、まちづくりのそれぞれの視点から、基本構想検討委員会で検討した4つの候補エリアごとに分析・意見交換し、答申では、今後整備が予定されている地域高規格道路阿南安芸自動車道・安芸中インターチェンジ北側から県道高台寺川北線付近までの区域とすることが示されました。



図 1-1 高知県防災マップー津波浸水予測図

南海トラフの巨大地震による津波浸水予測（平成 24 年 12 月 10 日公表） 建設地検討委員会資料（平成 28 年 6 月）

* この図で示す建設候補区域は、大まかな区域を示すものであり、建設地を特定するものではありません。

(3) 庁舎移転の方針を表明

これまでの検討の経過を踏まえ、災害時における市役所の機能確保、職員参集、道路アクセス等を考慮し、市役所は津波浸水予測区域外へ移転せざるを得ないと判断しました。

(4) 市有地（桜ヶ丘町、西浜）での検討

建設地検討委員会での検討・答申を踏まえ、災害時における市役所の機能確保や有利な財源である緊急防災・減災事業債の期限内に完成させる条件等を考慮し、市有地による検討を行い、桜ヶ丘町を候補地として議会へ提案しましたが否決となり、候補地の選定には至りませんでした。

(5) 建設地検討委員会の答申を基に浸水区域外で再検討

新庁舎建設プロジェクトチームを設置し、建設地検討委員会での答申を基に、検討区域については、街から離れ過ぎないこと及び津波浸水予測区域外であることを条件とし、道路などのインフラ整備や土地の利用状況、庁舎建設に必要な一定面積を確保できることを考慮し、①県道高台寺川北線・インター線交差点周辺、②桐ヶ内団地周辺、③新統合中学校建設予定地西側周辺の3つを設定し検討を行いました。

地権者の意向調査結果や最も市街地から近く市役所へのアクセスのし易さ等から、①の交差点南側が適していると結論付けました。



図 1-2 建設検討地周辺地図および津波浸水予測範囲（水色の範囲）

新庁舎建設プロジェクトチーム候補区域検討資料（平成 30 年 12 月）

* 津波浸水予測範囲（高知県防災マップ 津波浸水予測図より 最大クラスの地震想定）

* 上記の区域図は、概ねの検討区域を示しているものであり、明確に線引きしているものではありません。

(6) 候補地を「県道高台寺川北線・インター線交差点南西」に決定

市民説明会を実施するとともに、地権者に最終的な意向を確認し、候補地を県道高台寺川北線・インター線交差点南西にすることを最終的に判断し、平成31年3月議会に移転条例案を提案し、可決され、新庁舎建設予定地を決定しました。



図 1-3 新庁舎建設予定地 位置図

新庁舎建設予定地決定（令和元年5月号広報掲載）

* 上記の位置図は、概ねの予定地を示しているものであり、明確に線引きしているものではありません。

第2章 新庁舎建設の基本的な考え方

1 現庁舎の現状と課題

(1) 現庁舎の概要

市庁舎は、本庁舎、水道庁舎、健康ふれあいセンター及び消防防災センターで構成されています。



図 2-1 安芸市庁舎 位置図

本庁舎は東庁舎・北庁舎・西庁舎・北別館・地域包括支援センターで構成されています。

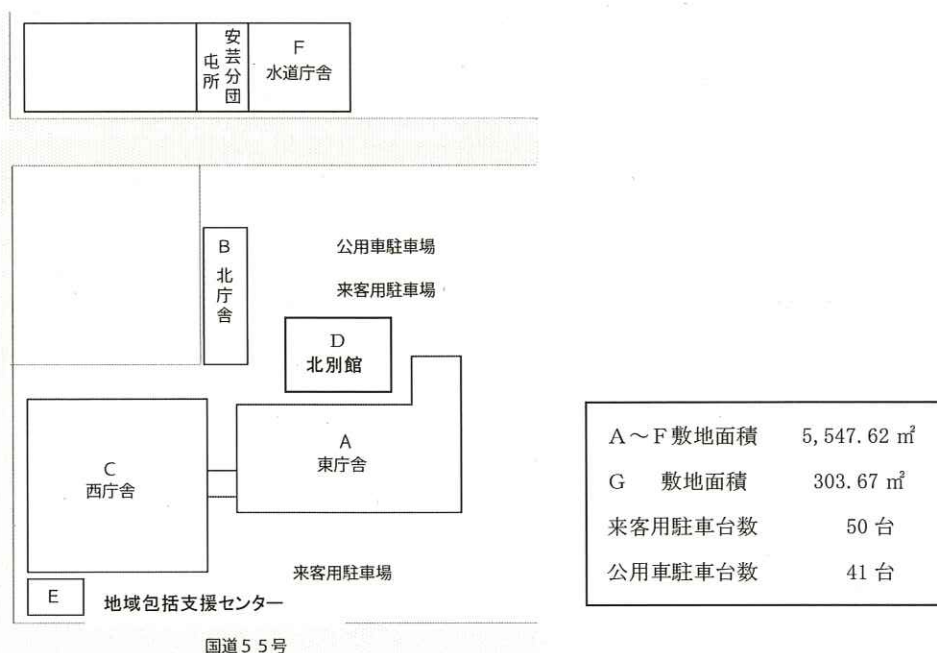


図 2-2 本庁舎 位置図

表 2-1 現庁舎の概要

記号	名称	建設年度	構造・階数	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)
A	東庁舎	S34 年度	RC-4F	531.50	1,555.10
B	北庁舎	S52 年度	S 造-2F	210.09	307.61
C	西庁舎	S56 年度	R 造-B1F4F	721.76	2,306.00
D	北別館	H6 年度	S 造-2F	180.09	319.23
E	地域包括支援センター	H11 年度	RC-1F	89.95	89.95
A-E 小 計				1,733.39	4,577.89

記号	名称	建設年度	構造・階数	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)
F	水道庁舎	H 元年度	R 造-B1F3F	212.87	730.30

記号	名称	建設年度	構造・階数	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)
	健康ふれあいセンター	H10 年度	RC 造-1F	1,985.65	1,985.65
	消防防災センター	H24 年度	RC(一部 S 造) -4F(一部 2F)	1,002.47	3,051.41

(2) 現庁舎が抱える主な課題

現在の市庁舎（東庁舎、西庁舎、北庁舎、北別館、地域包括支援センターを指し、以下「現庁舎」という。）は、以下のように、耐震性の不備や建物の老朽化により、災害対応拠点としての役割を十分に果たせない状況です。また、庁舎の分散と狭あい化、バリアフリーへの対応の限界等により、市民の利便性の低下を招いているなど、多くの課題を抱えています。

① 耐震性の不備

東庁舎については、昭和 34 年の竣工後 60 年が経過しており、耐震診断結果においても、 I_s 値（構造耐震指標）が 3 階部分の X 方向（南北）を除いてすべて目標 I_s 値 0.9 を下回る結果となりました。特に 1 階部分については、震度 6 から 7 程度の規模の地震で倒壊、または崩壊する危険性が高い 0.3 を下回る数値となっています。北庁舎についても昭和 56 年の新耐震基準以前の建物であり、 I_s 値が低いことが推測されます。

来庁者及び職員の安全を確保するとともに、市民が安心して暮らせる、地域の防災拠点としての役割を十分に果たすため、近い将来、必ず起こると予想される南海トラフ地震に際し、いち早い災害復旧・復興のための拠点として、耐震化のみならず津波浸水対策を講じることが、喫緊の課題となっています。

② 庁舎の老朽化

東庁舎は築後 60 年、西庁舎及び北庁舎は築後約 40 年が経過し、壁のひび割れ、庇や天井の剥落（東庁舎）や雨漏りなど、建物本体の老朽化が進み、安全性が低下しています。

また、電気、給排水、空調設備等の老朽化が進んでおり、設備の維持補修を実施していますが、維持補修にかかる経費は、年々増加しており、今後も増加していくことが予想されます。



庇が剥落した東庁舎

③ ユニバーサルデザインへの対応不足

公共施設には、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが使いやすい機能が求められています。しかし、庁舎建設時には、ユニバーサルデザインの概念が確立されておらず、その後、一定の整備を行ってきていますが、構造的に限界があり、十分な対応が図られていない状況です。



急勾配の階段しかない東庁舎

④ 施設の分散と狭あい化

現庁舎は、東庁舎が昭和 34 年に建設されて以来、市民ニーズに対応するため増改築を重ねてきました。そのため、5 つの建物に庁舎機能が分散しており、集約された建物に比べ市民の利便性は劣ります。

また、執務環境としては、会議室、書庫・倉庫等のスペースの不足や IT 機器の混在、露出した LAN ケーブルや電話配線等の交錯など、職員の事務効率向上のための改善が必要です。



慢性的に不足している駐車場

ロビーや待合スペース、廊下については、来庁者が安全かつ快適に利用できる面積が十分に確保できておらず、執務スペースに極めて近い狭小な通路を通らないと会議室へ入れないなど、市民にとって使い勝手が悪いだけでなく、情報セキュリティ上も問題があります。

⑤ 高度情報化への対応不足

高度情報化社会の進展により、IT 環境は日々めまぐるしく変化しています。その変化に対応できる、機能的かつ高いセキュリティを備えた IT 環境の整備が求められていますが、現庁舎では、スペース、設備、機能面のいずれにおいても、これらのニーズに的確に対応することが難しい状況にあります。

また、現状では全ての情報を管理するサーバー室が、津波により浸水する可能性があり、速やかに災害復旧に着手するためにも、耐震化や浸水対策を行う必要があります。



床上に混在する配線

新庁舎の建設にあたっては、これらの課題を解決するとともに、市民や職員にとって利用しやすく、働きやすい環境整備を図っていく必要があります。

2 新庁舎の基本理念・基本方針

(1) 基本構想で掲げた基本理念と基本的視点

基本構想では、新庁舎整備に向けて、基本計画策定の際に検討する基本理念案として3つの提案と、基本理念を具現化するための6つの基本的視点を掲げています。

基本理念（案）

- (1) 市民の安全と安心を守り人と環境にやさしい庁舎
- (2) 市民とともに歩み、未来を築く庁舎
- (3) 市民とともに未来を築くまちづくりの拠点

基本的視点

- (1) 安心で安全な市民生活を支える庁舎
- (2) 利用者にやさしい庁舎
- (3) 市民活動の支援と協働のまちづくりの拠点としての庁舎
- (4) 効率的で柔軟性のある執務環境の庁舎
- (5) 環境にやさしく経済性に優れた庁舎
- (6) 歴史と文化のまち安芸市にふさわしい庁舎

基本計画では、基本構想を継承し、市民アンケート※や新庁舎整備検討委員会の意見等を踏まえ、基本理念と基本方針を次のとおりとします。

※市民アンケートの結果は、本計画の資料編にあります。

(2) 基本理念

新庁舎の建設にあたっては、現庁舎が抱える課題を十分に踏まえたうえで、市民に安心感を与え、市民の利用のしやすさと満足感、職員の働きやすさを共に実現できる庁舎を目指します。そのためには、災害に強く、快適で人や環境にやさしく、経済性に優れた建物であることが求められます。

また、市民共有の財産として幅広く市民に親しまれるような庁舎を目指します。

このような考えに基づき、基本理念は「市民の安全と安心を守り人と環境にやさしい庁舎」とします。

(3) 基本方針

基本理念の実現に向けて、6つの基本方針を定め、新庁舎に備えるべき「性能」や導入すべき「機能」など、取り組み方策を検討していきます。



図 2-3 基本理念と 6 つの基本方針

1 市民の安全、安心を支える庁舎

(1) 防災拠点機能の強化

地震や台風等の災害発生時には、災害復旧・復興の拠点としての機能を十分発揮できるよう、職員の安全確保及び速やかな執務復旧、行政機能の維持が可能な庁舎とします。

(2) 防犯・セキュリティ機能の充実

閉庁時の入庁者管理体制の強化及び情報セキュリティへの対策など、明確なセキュリティラインを形成した庁舎とします。

2 誰もが快適で利用しやすい庁舎

(1) 窓口・相談機能の向上

市民の利用頻度の高い窓口をまとめるなど、移動経路の円滑化を図るとともに、プライバシーに配慮した相談室等が適正に配置された庁舎とします。

(2) ユニバーサルデザイン

庁舎を訪れる誰もが不便や不安を感じることなく、安全で快適に利用できることが必要です。高齢者や障がい者、妊婦や子ども連れの方など、誰もが使いやすい設備とわかりやすい案内表示、駐車場・駐輪場から庁舎へのスムーズな動線の確保など、ユニバーサルデザインの庁舎とします。

3 市民に親しまれ身近に感じる庁舎

(1) 多様な市民利用スペースの確保

市民の様々な活動や交流に利用できる多目的スペースの確保、また市民が快適に利用できるエントランス、ロビー等、市民の利便性に配慮し、市民に親しまれる庁舎とします。

(2) 情報提供・発信機能の充実

市民が市政を身近に感じる「情報発信コーナー」を設置し、市政に関する情報、観光やイベントなど様々な情報を発信できる庁舎とします。

(3) 議会施設の整備

議決機関としての独立性を維持し、充実した審議を行うことができる適正規模の議場、委員会室等の整備はもとより、市民にとって開かれた議会となるよう、設備の充実や空間構成に工夫がされた庁舎とします。

4 効率的・機能的で柔軟性のある働きやすい庁舎

(1) 働きやすい執務環境の整備

職員が効率的かつ、快適に働くことができる環境を整えるとともに、将来の行政ニーズの変化に伴う組織改編等に対し、柔軟に対応できる、機能的な庁舎とします。

(2) 高度情報化社会への対応

時代に即した情報通信技術を活用した事務の効率化と、市民の利便性の向上を図るため、今後の行政ニーズに対応した執務空間を備えた庁舎とします。

5 経済性に優れ環境に配慮した庁舎

(1) 自然エネルギーの有効活用

自然エネルギーの有効利用による環境負荷の低減を図る環境配慮型の庁舎とします。

(2) 省エネルギー技術の導入

省エネルギー技術を導入し、ライフサイクルコストの低減に配慮した経済効率の高い庁舎とします。

(3) 環境負荷の軽減

豊かな自然環境を後世に継承していくため、地球環境への影響を最小限に抑えるよう、省エネルギー、省資源対策がとられた環境にやさしい庁舎とします。

(4) 庁舎管理と施設の長寿命化

構造や意匠、設備を含めてイニシャルコストを削減するとともに、ランニングコストを削減するために合理的で維持管理がしやすい庁舎とします。

6 歴史と文化のまちにふさわしく愛着を持てる庁舎

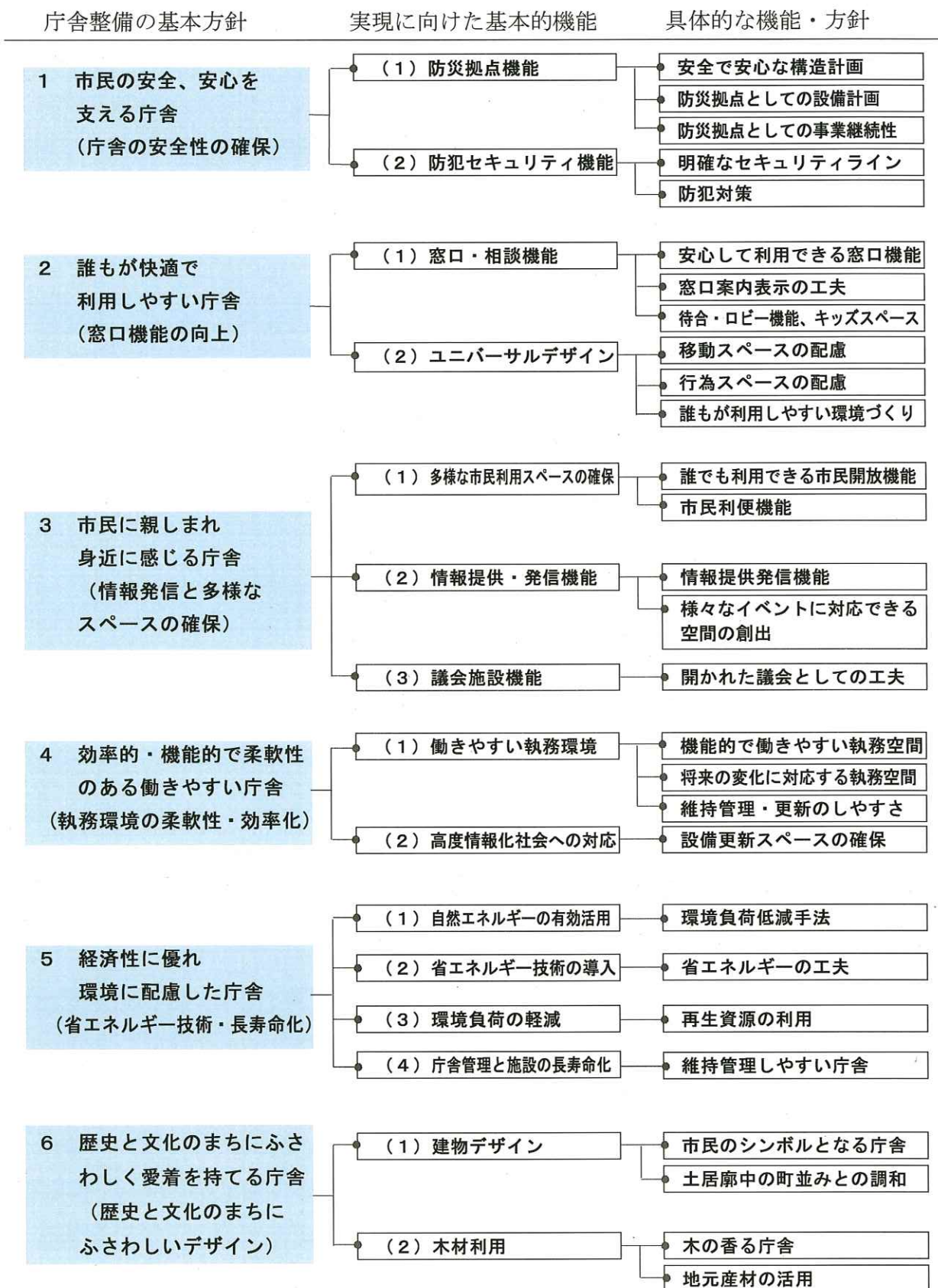
(1) 建物デザイン

豊かな自然や周辺景観との調和を図り、上品で落ち着いた外観となるよう配慮するとともに、大雨や台風などの気候特性を考慮し、維持管理面にも十分配慮した庁舎とします。

(2) 木材利用

森林資源が豊富な地域性を活かし、地元産材を積極的に活用し、地産地消に寄与するとともに、木の温もりを感じられる親しみやすい庁舎とします。

第3章 新庁舎の整備方針



庁舎整備の基本方針	実現に向けた基本的機能	具体的な機能・方針
1 市民の安全、安心を支える庁舎 (庁舎の安全性の確保)	(1) 防災拠点機能	安全で安心な構造計画 防災拠点としての設備計画 防災拠点としての事業継続性
	(2) 防犯セキュリティ機能	明確なセキュリティライン 防犯対策

1 庁舎の安全性の確保

(1) 防災拠点機能

①安全で安心な構造計画

- ・構造形式は、近い将来想定される南海トラフ地震に対し、防災拠点としての耐震安全性を確保するために免震構造を採用します。

②防災拠点としての設備計画

- ・電源の確保として、災害により電力が途絶した場合にも、防災拠点として機能するために非常用発電設備を設置します。
- ・下水途絶時でも新庁舎内のトイレが利用できるように非常用緊急排水槽やマンホールトイレの設置などについて検討します。
- ・インフラ途絶時でも機能を維持できるよう飲用水・雑用水・電気（自家発電機）等のライフラインを強化します。また、災害時に備え、備蓄機能を整備します。

③防災拠点としての事業継続性

- ・災害時には、防災拠点機能を十分発揮できる平面計画とします。

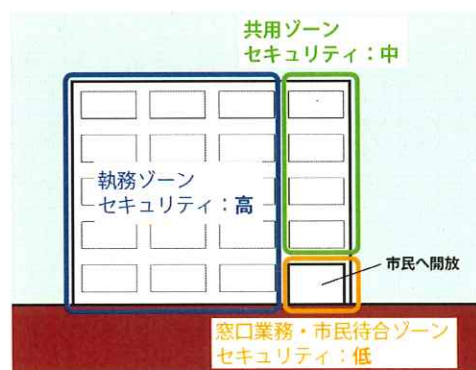
(2) 防犯セキュリティ機能

①明確なセキュリティライン

- ・執務空間は、機密情報やプライバシーが保護されるよう明確なセキュリティラインを設定します。また、特に高いセキュリティが求められる室や範囲については、ＩＣカード等による出入の管理を行います。

②防犯対策

- ・庁舎・執務空間への不審者の侵入防止に配慮し、死角のない執務室や明確なセキュリティラインを形成します。
- ・夜間通用口に宿直室を設け、入退室を管理します。
- ・より高いセキュリティを必要とするサーバー室等は入退室管理システムを導入します。



セキュリティ区分のイメージ

庁舎整備の基本方針	実現に向けた基本的機能	具体的な機能・方針
2 誰もが快適で 利用しやすい庁舎 (窓口機能の向上)	(1) 窓口・相談機能	- 安心して利用できる窓口機能 - 窓口案内表示の工夫 - 待合・ロビー機能、キッズスペース
	(2) ユニバーサルデザイン	- 移動スペースの配慮 - 行為スペースの配慮 - 誰もが利用しやすい環境づくり

2 窓口機能の向上

(1) 窓口・相談機能

①安心して利用できる窓口機能

- ・市民の利用頻度や動線を考え、市民開放エリアを明確に設定します。
- ・窓口機能は、1階に集中させて高齢者や障がい者をはじめ、誰もが訪れやすく使いやすい配置とします。
- ・短時間で適切な行政サービスが受けられるように、オープンカウンター方式の執務室で窓口をわかりやすくします。また、平面計画を工夫して来庁者の諸手続きの移動を最小限とし、利便性向上を図ります。



誰もが訪れやすく使いやすい窓口の例

②窓口案内表示の工夫

- ・わかりやすい位置に窓口案内を設置し、案内性を向上させます。
- ・窓口の番号や色彩を誰もが見やすいよう工夫します。

③待合・ロビー機能、キッズスペース

- ・待ち時間を快適に過ごせるよう、ゆとりのある待合スペースを検討します。
- ・作品展示スペースや情報発信の場を設け、安芸市を身近に感じることのできる工夫を行います。
- ・子ども連れの方でも安心して来庁できるように、キッズスペースや授乳室を設置し、ベビーシートを備えた多機能トイレを各階に設けます。

(2) ユニバーサルデザイン

新庁舎は、利用する全ての人にとって使いやすい、ユニバーサルデザインとします。

「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」を遵守し、年齢・性別などにかかわらず誰もが利用しやすい庁舎を目指します。

①移動スペースの配慮

移動空間は、同一フロアにおける各窓口への移動しやすさとともに、上下階への移動のしやすさに配慮した動線計画とします。

○廊下・階段・エレベーター等

- ・敷地出入口、通路、駐車場、建物出入口、廊下階段等においては、誰もが安全で歩きやすいように通路幅、手すり、段差、誘導器具の配置等に配慮します。
- ・エレベーターは、全ての人にとって使いやすく安全を考慮し、配置、大きさ、点字表示や音声等の案内情報などの設備に配慮します。

②行為スペースの配慮

プライバシーに配慮して相談室を設け、誰もが円滑なコミュニケーションを図ることができるよう計画します。

○相談室

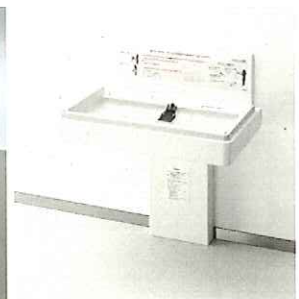
- ・プライバシーに配慮し、相談内容に応じた機能的な相談スペースを設けます。
- ・相談室の数はできるだけ多く確保し、プライバシーへの配慮を行います。

○トイレ

- ・誰もが安心して利用できるスペースを設置します。
- ・車いす利用者やオストメイトの方にも対応した多機能トイレを各フロアに設置します。



安心して利用できる多機能トイレの例



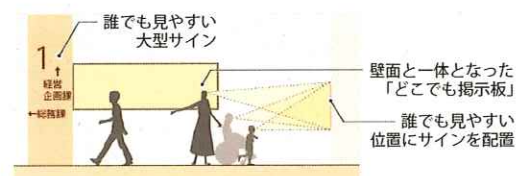
ベビーシートの例

③誰もが利用しやすい環境づくり

誰でも利用しやすい空間となるよう、庁内の空間構成を明確にし、サイン機能の充実を図ります。

○わかりやすいサイン

- ・サインは建築空間と調和し、デザインや仕様等に統一感があり、視認性に優れたものとします。
- ・総合案内板、案内表示、点字サイン、誘導表示等をわかりやすい場所に設置します。
- ・外国人に配慮した言語表示を検討します。



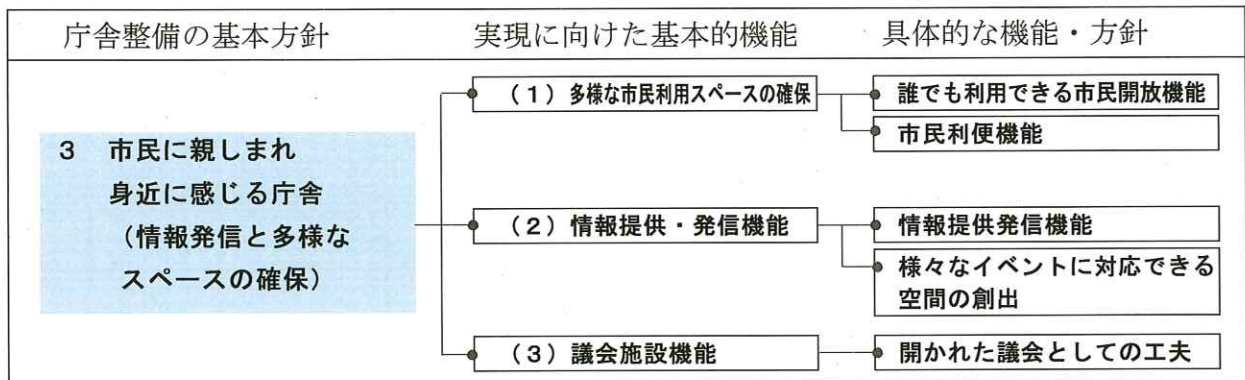
見やすいサイン計画の例



温かみのあるサイン計画の例



取り替え可能なサイン計画の例



3 情報発信と多様なスペースの確保

(1) 多様な市民利用スペースの確保

①誰でも利用できる市民開放機能

- ・市民に開放できる多目的スペースを、1階に配置し、来庁者にわかりやすく気軽に立ち寄れる環境を整えます。
- ・市民がいつでも気軽に利用できる飲食スペースや売店、ATMを併設します。

②市民利便機能

- ・市民開放機能を集約して配置することで、市民がいつでも気軽に利用できる計画とします。



市民開放機能の例

(2) 情報提供・発信機能

①情報提供・発信機能

- ・市民が市政を知ることができる情報公開や情報提供のためのスペースを整備します。
- ・執務室と情報発信コーナーを分離し、プライバシーに配慮したスペースを確保します。
- ・屋内外の掲示板の配置や表示方法の工夫を行います。

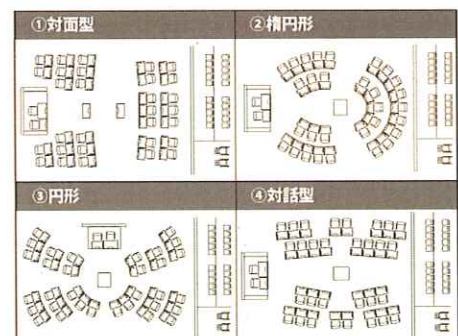
②様々なイベントに対応できる空間の創出

- ・地域団体と協働し、物産展や試食会などの地域イベント等を催すことのできる開放的な空間を確保します。

(3) 議会施設機能

①開かれた議会としての工夫

- ・議会活動を妨げない範囲での議場等の多目的利用を検討します。
- ・傍聴者にとって議会の状況がよくわかるレイアウトとします。
- ・音響、映像装置の必要な設備を整備します。



議場レイアウトパターン

庁舎整備の基本方針	実現に向けた基本的機能	具体的な機能・方針
4 効率的・機能的で柔軟性のある働きやすい庁舎 (執務環境の柔軟性・効率化)	(1) 働きやすい執務環境	- 機能的で働きやすい執務空間 - 将来の変化に対応する執務空間 - 維持管理・更新のしやすさ
	(2) 高度情報化社会への対応	設備更新スペースの確保

4 執務環境の柔軟性・効率化

(1) 働きやすい執務環境

①機能的で働きやすい執務空間

- ・執務室は開放的なオープンフロア方式とし、視認性が良く、レイアウトしやすい機能的で効率的な計画とします。
- ・各課に隣接して、打ち合わせスペースや様々な広さの会議室を設置します。
- ・職員が利用しやすい場所に十分な広さの書庫を整備します。
- ・各フロアに給湯室や更衣室を設置することで福利厚生機能を充実させます。



機能変更を容易にできるオープンフロアの例

②将来の変化に対応する執務空間

- ・将来の機構改革に柔軟に対応できる執務レイアウトとします。

③維持管理・更新のしやすさ

- ・家具のレイアウトを統一化することで執務スペースの効率化を図り、業務の運用と働きやすさの向上を図ります。

(2) 高度情報化社会への対応

①設備更新スペースの確保

- ・電気設備等の幹線ルートは将来の更新を考慮して計画します。
- ・災害時のネットワーク利用を可能とするため、サーバー室の適正配置と機能確保を行います。
- ・LAN等の配線が容易なフリーアクセスフロアを採用します。
- ・共有機器の集約化を検討します。

庁舎整備の基本方針	実現に向けた基本的機能	具体的な機能・方針
5 経済性に優れ 環境に配慮した庁舎 (省エネルギー技術・長寿命化)	(1) 自然エネルギーの有効活用	環境負荷低減手法
	(2) 省エネルギー技術の導入	省エネルギーの工夫
	(3) 環境負荷の軽減	再生資源の利用
	(4) 庁舎管理と施設の長寿命化	維持管理しやすい庁舎

5 省エネルギー技術の導入、施設の長寿命化

(1) 自然エネルギーの有効活用

①環境負荷低減手法

- ・環境負荷低減を図るため、「官庁施設の環境保全性基準」に基づく「環境配慮型官庁施設」を目指すとともに、快適な室内環境を実現します。
- ・階段室に「風の通り道」をつくり、上下の温度差を利用した煙突効果で自然通風・自然換気を促進します。
- ・屋上に太陽光パネルを設置し、自然エネルギーの有効利用による環境負荷の低減を図ります。



太陽光パネルのイメージ

(2) 省エネルギー技術の導入

①省エネルギーの工夫

- ・消費電力を削減するために、長寿命の効率照明器具(LED照明)、センサーによる省エネ制御を採用します。
- ・空調システムは、ライフサイクルコストの低減に配慮した設備システムとします。
- ・開口部における日射抑制方法を工夫し、夏期の昼間において快適な室内温度を維持します。
- ・ビルエネルギーマネジメントシステム(BEMS)※を活用することで各設備機器の運転情報、運転状況から故障や修理等の予兆監視を行います。

※BEMS:ビル(庁舎)内のエネルギー使用状況や設備の運転状況、室内環境(温度、湿度)などをきめ細かくコントロールすることにより、エネルギー消費量を削減する仕組みのこと。

(3) 環境負荷の軽減

①再生資源の利用

- ・ 庁内整備において、環境負荷の少ない自然材料の採用や廃棄物の再資源化を促進します。
- ・ 環境負荷低減のため、来庁者用駐車場に電気自動車の充電設備の設置を検討します。

(4) 庁舎管理と施設の長寿命化

①維持管理しやすい庁舎

- ・ 建物のライフサイクルに大きな比重を占める維持管理費、修繕更新費、光熱水費などのランニングコストを可能な限り抑制します。
- ・ 建物の構造体は、長期の耐久性を確保し、建物の長寿命化を図ります。
- ・ 国の環境保全に関する基準などを参考に、各種方策や技術を導入して建物の長寿命化を図ります。

庁舎整備の基本方針	実現に向けた基本的機能	具体的な機能・方針
6 歴史と文化のまちにふさわしく愛着を持てる庁舎 (歴史と文化のまちにふさわしいデザイン)	(1) 建物デザイン (2) 木材利用	市民のシンボルとなる庁舎 土居廓中の町並みとの調和 木の香る庁舎 地元産材の活用

6. 歴史と文化のまちにふさわしいデザイン

(1) 建物デザイン

①市民のシンボルとなる庁舎

- ・安芸のシンボルでもある野良時計とともに新たな景観を形成し、市民が身近に感じられ愛着を持てる庁舎とします。
- ・景観に配慮し、建物（壁面）のデザインや色彩など上品で落ち着いた外観となるよう配慮します。

②土居廓中の町並みとの調和

- ・土居廓中の町並みとの調和を図るとともに、大雨や台風などの気候特性を考慮し、維持管理面にも十分配慮したデザインを検討します。

(2) 木材利用

①木の香る庁舎

- ・市民がよく訪れる場所の内装材や家具には木材を積極的に活用し、温かみのある空間とします。

②地元産材の活用

- ・スギやヒノキを始めとした地元産材を積極的に活用することを検討します。
- ・高知ならではの木材利用手法として、CLT※の活用を検討します。



木材利用のイメージ

※CLT:ひき板を互いに直交するように重ねて接着した木造構造パネル材のこと。

1. 新庁舎の規模

(1) 新庁舎建設時の職員数等の設定

新庁舎の規模検討の前提条件として、基本指標となる職員数（臨時職員含む）は、223人（うち臨時職員50人）、議員定数を14人と設定します。

なお、平成31年（2019年）4月末時点の本市の人口は、17,268人（住民基本台帳）となっています。

安芸市人口ビジョンでは、今後の将来人口として減少傾向が示されていますが、今後の地方分権改革に伴う権限移譲等による事務量の増加や行政需要の変化を鑑みて、現時点での職員数をベースとした指標設定とします。

表4-1 新庁舎の規模算定における基本指標

項 目	人 数
人口	17,268人 （2019年4月末 住民基本台帳）
職員数	223人 （2019年時点で新庁舎に入庁予定の職員及び臨時職員）
議員数	14人 （安芸市議会議員定数条例に基づく）

(2) 新庁舎の必要規模の設定

ア. 総務省 地方債庁舎起債基準に基づく面積＋付加面積

表 4-2 地方債事業費算定基準に基づく面積算定

用途 室名	職区分	面積基準(人口 5 万人未満の市町村 1 人当たりの面積)			
		職員数等 (人)	換算率	基準面積 (㎡)	必要面積 (㎡)
①事務室	特別職	3	12	4.5	162.0
	課長級	19	2.5	4.5	213.8
	課長補佐級	27	1.8	4.5	218.7
	係長級	22	1.8	4.5	178.2
	事務職員	91	1	4.5	409.5
	製図者	11	1.7	4.5	84.2
	臨時・嘱託職員	50	1	4.5	225.0
	小 計	223			1491.4
②倉庫		「①事務室」の 13%			193.9
③会議室、トイレ、洗面所、その他		職員 1 人当たり 7.0 ㎡			1,561.0
④玄関、廊下、階段等の交通部分		専用部分 (①＋②＋③) ×40%			1,298.5
⑤議会関係		議員定数×35 ㎡			490.0
合 計					5,034.8

地方債事業費算定基準に基づく面積算定 (A)	5,034 ㎡
------------------------	---------

【参考】職員 1 人当たりの面積	5,034.8 ㎡÷223 人	22.58
------------------	-----------------	-------

表 4-3 他市庁舎の付加面積 (標準面積に含まれない諸室)

市 名	本 庁 職員数 (人)	付加面積 (災害対応、市民サービス向上、 福利厚生機能などの面積) (㎡)	職員 1 人当 床面積 (㎡)
県内 A 市	255	590.1	2.31
県内 B 市	224	983.7	4.39
県内 C 市	306	961.3	3.14
県外 D 市	324	1470.0	4.54
県外 E 市	535	1820.0	3.40
平 均			3.56

職員 1 人当たりの床面積	3.56 ㎡
---------------	--------

算定した付加面積 (B)	223 人×3.56 ㎡＝	793.88 ㎡
--------------	---------------	----------

合 計 (A) + (B)	5,034 ㎡+793.88 ㎡	5,827.88 ㎡
------------------	------------------	------------

イ. 他市における庁舎建設事例に基づく算定（類似団体の規模）

表 4-4 他市の建設事例に基づく面積算定

市 名	建設年度	延床面積 (㎡)	階数	本庁職員数 (人)	職員 1 人当 床面積 (㎡)
県内 A 市	平成 22 年	8,277	7	255	32.46
県内 B 市	平成 23 年	6,409	5	224	28.61
県内 C 市	令和元年	7,830	7	306	25.59
県外 D 市	平成 26 年	9,800	4	324	30.25
県外 E 市	平成 29 年	17,594	7	535	32.89
平 均					29.96

職員 1 人当たりの床面積	30㎡
---------------	-----

他市の建設事例に基づく面積算定	$30\text{㎡} \times 223\text{人} = 6,690\text{㎡}$	6,690㎡
-----------------	---	--------

以上、ア及びイの 2 つの方法により庁舎の必要面積を検討した結果、以下のようになります。

- ① 総務省地方債庁舎起債基準に基づく算定面積＋付加面積 5,828㎡
- ② 他市の建設事例に基づく面積算定 6,690㎡

最近における類似団体の庁舎建設事例には、ロビーや多目的スペース、諸室の有無や面積の大小等様々であり、各市が必ずしも同じ規模や機能を持つとは限りません。

このことは、本市においても同様で、単純に比較することは困難ですので、本計画における新庁舎の規模は、「総務省地方債庁舎起債基準面積」に付加面積を加算した算出面積を適用し、5,800㎡と想定します。

なお、新庁舎の面積は、想定した規模を参考に「基本設計」及び「実施設計」の段階で検証し、最終的な規模を確定します。

新庁舎の面積	<u>5,800㎡</u>
--------	---------------

【参考】職員 1 人当たりの床面積	26㎡
-------------------	-----

2. 敷地概要

新庁舎は、国道 55 号から北へ約 1.6km、今後整備が予定されている阿南安芸自動車道の「安芸中インター」から北へ約 0.8km に位置し、周囲を農地に囲まれた敷地となります。

新庁舎の建設に係る敷地は、機能的な庁舎平面プランの実現、駐車場の確保や充実した市民オープンスペースの整備の必要性を考慮した敷地としています。

また、安芸駅から離れた位置となることから、公共交通機関の運行を検討します。

表 4-5 敷地概要

項目	内容
所在地	安芸市土居 82 番地 1
敷地面積	約 14,700 m ²
用途地域	指定なし(都市計画区域外)
建ぺい率	指定なし
容積率	指定なし
日影規制	指定なし
接面道路	北面：県道 213 号高台寺川北線
	東面：市道中道線(県道安芸中インター線予定)



図 4-1 敷地概要

敷地周辺の現況を下図に示します。



図 4-2 敷地現況

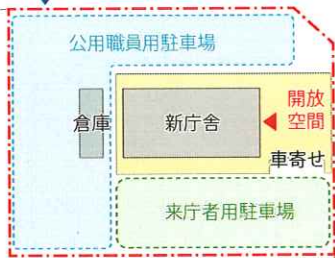
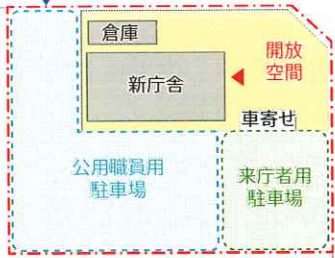
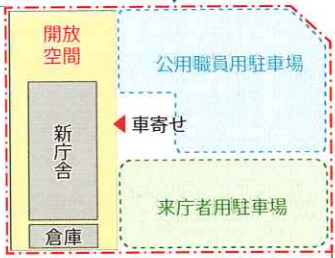
3. 土地利用計画

(1) 土地利用計画

土地利用及び庁舎建物の配置としては、市街地から離れた敷地のため駐車台数の確保が重要です。建物・来庁者用駐車場・公用車（職員用）駐車場の位置を、「建物の正面性」「日影等の周辺環境への配慮」「開放的な空間の確保」「環境負荷」の4つの観点でA、B、Cの3案の比較検討を行いました。

その結果、最も優れているB案をベースに配置検討を進めることとしました。

表 4-6 配置比較表

名称	A 案		B 案		C 案	
配置						
建物正面	東側を正面 (市街地や県道からの視認性が良い)	◎	東側を正面 (市街地や県道からの視認性が良い)	◎	東側を正面、道路から遠い (市街地や県道からの視認性に劣る)	△
周辺環境 への配慮	北側道路に対して、 日影の影響が少ない。 (倉庫は1層のため影響なし)	◎	北側道路に対して、 日影の影響が少ない。 (倉庫は1層のため影響なし)	◎	北側道路に対して、 日影の影響が少ない。 西側の田畑に対して、 日影の影響が大きい。	△
開放的な 空間の 確保	接道面が少なく、 開放空間が狭い。	△	北側と東側に開放空間を 設けることができる。	◎	接道面が少なく、 開放空間が狭い。	△
環境負荷 (東西南面負 荷大きい)	南北面が長辺で日射による建物の 環境負荷が小さい。	◎	南北面が長辺で日射による建物の 環境負荷が小さい。	◎	東西南面が長辺で日射による建物の 環境負荷が大きい。	△
評価	○		◎		△	

(2)配置計画

敷地北東に新庁舎を配置し、東側に車寄せ・メインエントランスを設けます。

来庁者用駐車場を南側の視認性に優れた位置に設け、敷地西側の奥まった位置に公用車用駐車場（職員用）を配置します。また北側と東側の道路沿いには広場や歩行者用通路を設け、歩車分離を明確に行います。

公用車は、敷地北側から出入りするなど、来庁者用の車両や周辺交通への影響を考慮します。

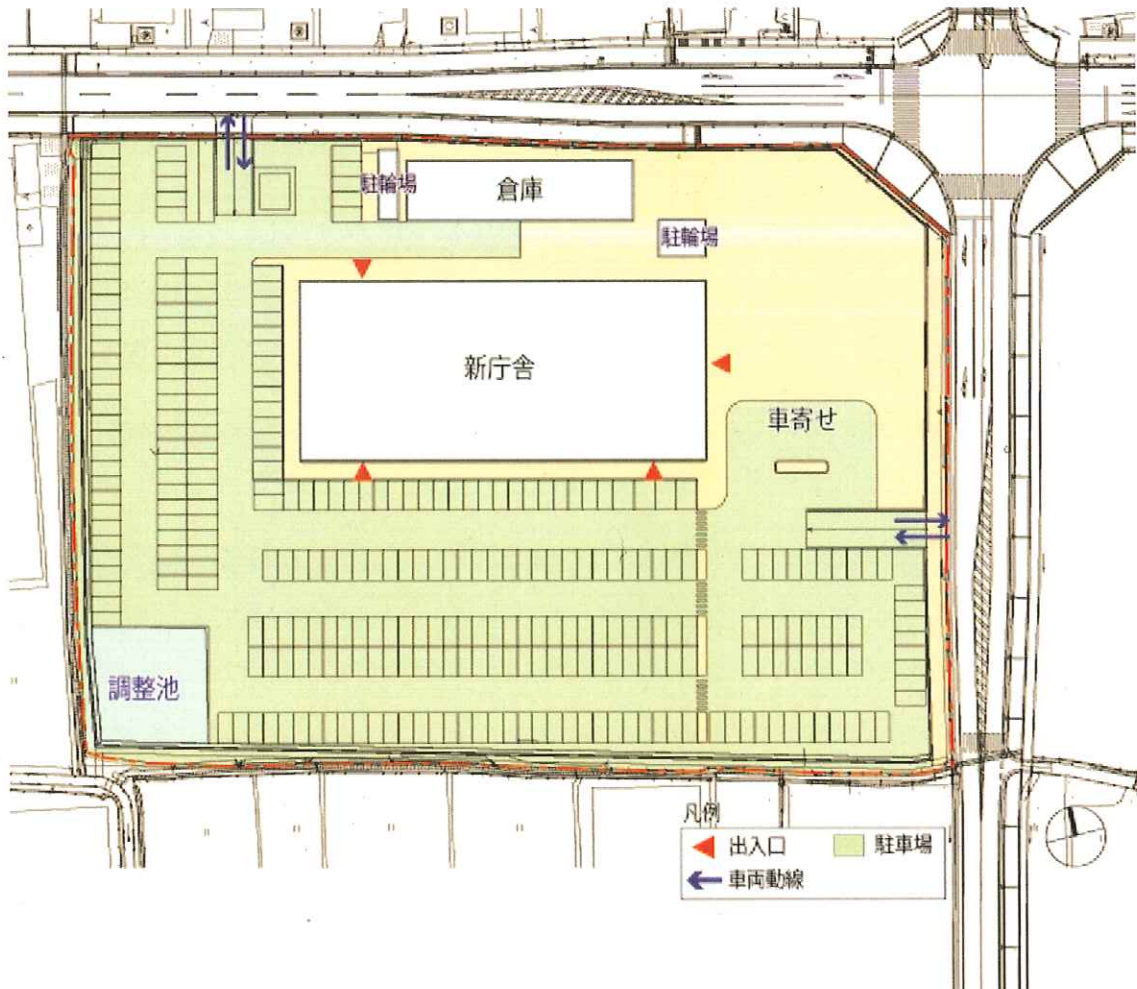


図 4-3 配置イメージ図

* 上記のイメージ図は、現時点でのイメージであり、詳細は今後の設計段階において検討することとなります。

4. 階層・配置計画

新庁舎の1階は開放的な空間とするため、上層階よりも階高を高く設定します。1階には市民の利用頻度の高い窓口部門を集約して配置します。また、東側には、市民に開放することができる多目的室や、職員以外も利用することができる食堂を設けます。

2階は市長室を中心とした災害対策エリアと執務室エリアを配置し、3階は東側に執務室エリア、西側に議会エリアを配置します。相互の関連性が高い課は、できるだけ近接した場所に配置することで事務効率の向上を図ります。

基本的には3階建ての庁舎とし、屋上には機械室や書庫や屋外機置き場を設ける計画とします。2階と3階は各室の大きさや快適性の観点から適切な天井高さを確保し、設備の更新性や経済性にも配慮して階高を設定します。

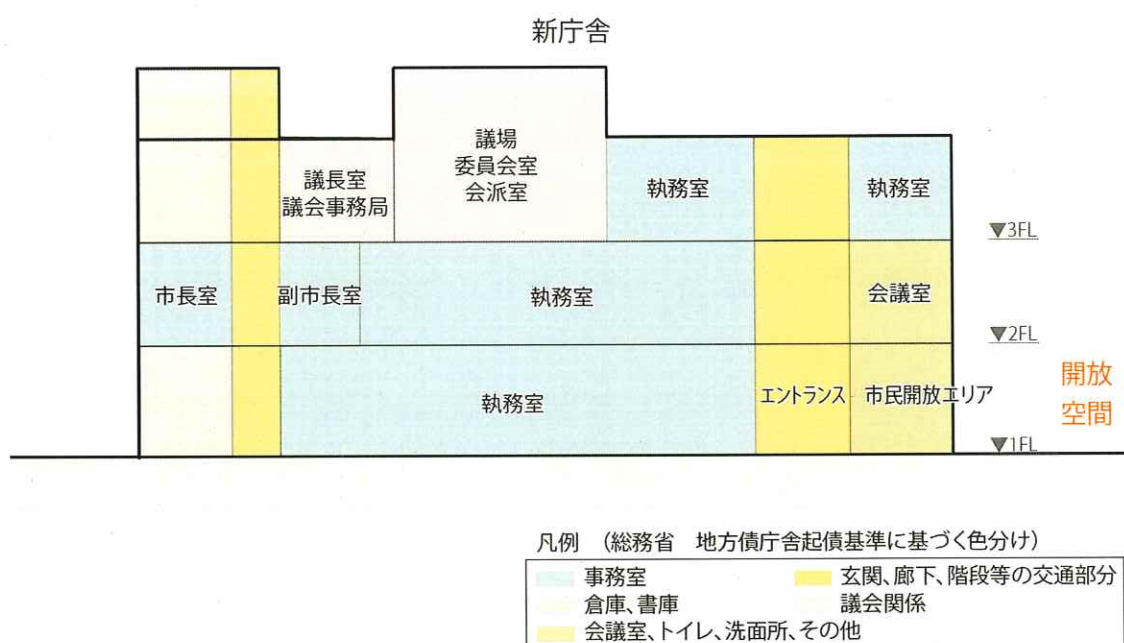


図 4-4 断面イメージ図

5. 建物デザイン計画

外観デザインは、周辺の景観への調和を考慮し、建物（壁面）や外構等のデザインや色彩など、上品で落ち着いたものとし、新庁舎として相応しくシンプルで機能美が現れる外観とします。

また、新庁舎の内部空間は、機能性を重視するとともに、エントランスホールやロビーなど、明るく、親しみやすいデザインとします。内装や家具等には、地元産材の良質な木材を部分的に用いるなど、地産地消にも配慮します。

6. 構造計画

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通大臣官房官庁営繕監修)」によると、大地震動に対する耐震安全性の目標を表4-7のように定めています。

新庁舎は、災害応急対策活動に必要な施設であるため、耐震安全性の分類において構造体「Ⅰ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」とします。

構造形式は免震構造を採用し、高い耐震安全性を有する建物とします。

表4-7 官庁施設の総合耐震計画基準

部位	分類	耐震安全性の目標（太枠が今回適用）
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行う上、又は危険物の管理の上で支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動など発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

表4-8 構造比較表

また、上部構造は建築計画・設備計画との整合を図りながら合理的な構造種別、部材断面を設定します。

設計時には、地盤調査結果に基づき地盤性状に応じた最適な基礎形状の選定を行います。

	免震構造	制震構造	耐震構造
イメージ			
性能	◎ 揺れが小さく 地震直後も活動可	○ 揺れが大きい	△ 揺れが非常に 大きい
家具・設備 への影響	◎ 影響は極めて 小さい	△ 揺れが大きく 影響あり	× 揺れが非常に大きく 大幅に影響あり
プランの 制約	○ 特に制限なし	△ 各階にブレースが 出てくるため プランに制限あり	× 多くの耐震壁を必要 とするためプランに 大幅な制限あり

7. 設備計画

新庁舎の設備については、基本設備に加え、災害応急対策活動の中核施設としての対応や新エネルギーの活用や省エネ、省資源、ライフサイクルコストの低減を見据えた環境配慮の視点から、必要な設備を導入します。

(1) 基本設備

新庁舎に導入する基本設備は、表 4-9 の通りとします。

表 4-9 基本設備

分野	導入設備	
電気設備	受変電設備	6kV 高圧受電方式
	電灯設備	執務室・ホール等:LED 照明+昼光利用制御 便所・廊下:LED 照明+人感センサー
	コンセント設備	OAフロアによるフリーアクセス方式
	情報・通信設備	電話、情報表示、構内情報通信網
	防災設備	自動火災報知、誘導灯、非常用照明、無線、雷保護、等
	防犯設備	監視用カメラ、防犯・入退室管理
	弱電設備	駐車場管制、議場音響、映像音響、誘導支援、テレビ共聴 等
	太陽光発電設備	太陽光発電パネル
給排水衛生設備	衛生設備	節水型衛生器具、バリアフリー対応多機能トイレ
	給排水設備	受水槽+ポンプ直送方式
	消火設備	屋内消火栓
	雨水利用設備	屋上集水、沈砂槽・貯留槽(地下ピット)
空調設備	空調設備	個別空調方式(井水利用は検討)
	換気設備	室用途に応じた換気方式
	排煙設備	原則として自然排煙方式

(2) 災害対策設備

新庁舎に導入する災害対策設備は、表 4-10 の通りとします。

表 4-10 災害対策設備

分野	導入設備	
電気設備	発電機設備	ディーゼルエンジン非常用発電機(起動用バッテリー内蔵)
給排水衛生設備	衛生設備	マンホールトイレを設けることが可能なマンホール
	排水設備	非常用緊急排水槽
	給水設備	耐震性貯水槽

8. 駐車場・駐輪場の計画

現庁舎での利用状況の調査や、駐車台数および駐輪場台数の算定式を用いて、適切な規模を整備します。駐輪場台数の算定式は、以下のとおりです。

(1) 駐車場

ア. 来客用駐車場

※1日当たりの来庁台数＝安芸市人口×来庁者割合×乗用車使用割合

・安芸市人口：17,268人（平成31年4月末住基）

・来庁者割合：0.9%（窓口）、0.6%（窓口以外）

・乗用車使用割合：78.6%（自動車保有率）

（窓口）来庁台数：17,268人×0.9%×78.6%=123台/日

（窓口以外）来庁台数：17,268人×0.6%×78.6%=82台/日

※最大滞留量（台/日）＝1日当たりの来庁台数×集中率×平均滞留時間

・集中率：40%（一般事務、会議等）

・平均滞留時間：[窓口] 30分 [窓口以外] 60分

（窓口）最大滞留量：123台/日×40%×30/60分=25台

（窓口以外）最大滞留量：82台/日×40%×60/60分=33台

来客用駐車場必要台数 25台+33台＝58台・・・①

イ. 議員用駐車場

議員定数14を計上 14台・・・②

ウ. 車いす使用者用駐車場

(①+②) × 1/50 = (58台+14台) × 1/50 = 2台・・・③

(※ハートビル法施行規則第16条による)

エ. 公用車

新庁舎に集約した場合の台数：60台・・・④

オ. 職員駐車場

新庁舎勤務職員：223人

新庁舎勤務職員で2km圏内の職員：55人（25%）

自家用車での通勤者：223人×75%＝167台

職員アンケートによる自家用車での通勤者：168台・・・⑤

合計（①+②+③+④+⑤）＝58+14+2+60+168＝302台

駐車場台数の合計	300台
----------	------

(2) 駐輪場（バイク・自転車 駐輪場）

ア. 来客用駐輪場

来客者利用見込台数：20台・・・①

イ. 職員駐輪場

新庁舎勤務職員で2km圏内の職員：55人

職員駐輪場：55台・・・②

ウ. 公用及びレンタサイクル用駐輪場

公用自転車：3台

レンタサイクル：2台 計5台・・・③

合計（①＋②＋③）＝20＋55＋5＝80台

駐輪場台数の合計	80台
----------	-----

1. 概算事業費

基本計画に基づき、新庁舎建設に必要な事業費は表 5-1 のとおりとなります。

詳細な事業費については、基本設計や実施設計の各段階において庁舎規模の検証やコスト削減につながる構造、仕上げ、設備機器などを積極的に採用し、事業費を可能な限り抑制するなど、機能的で効率的な施設整備に努めます。

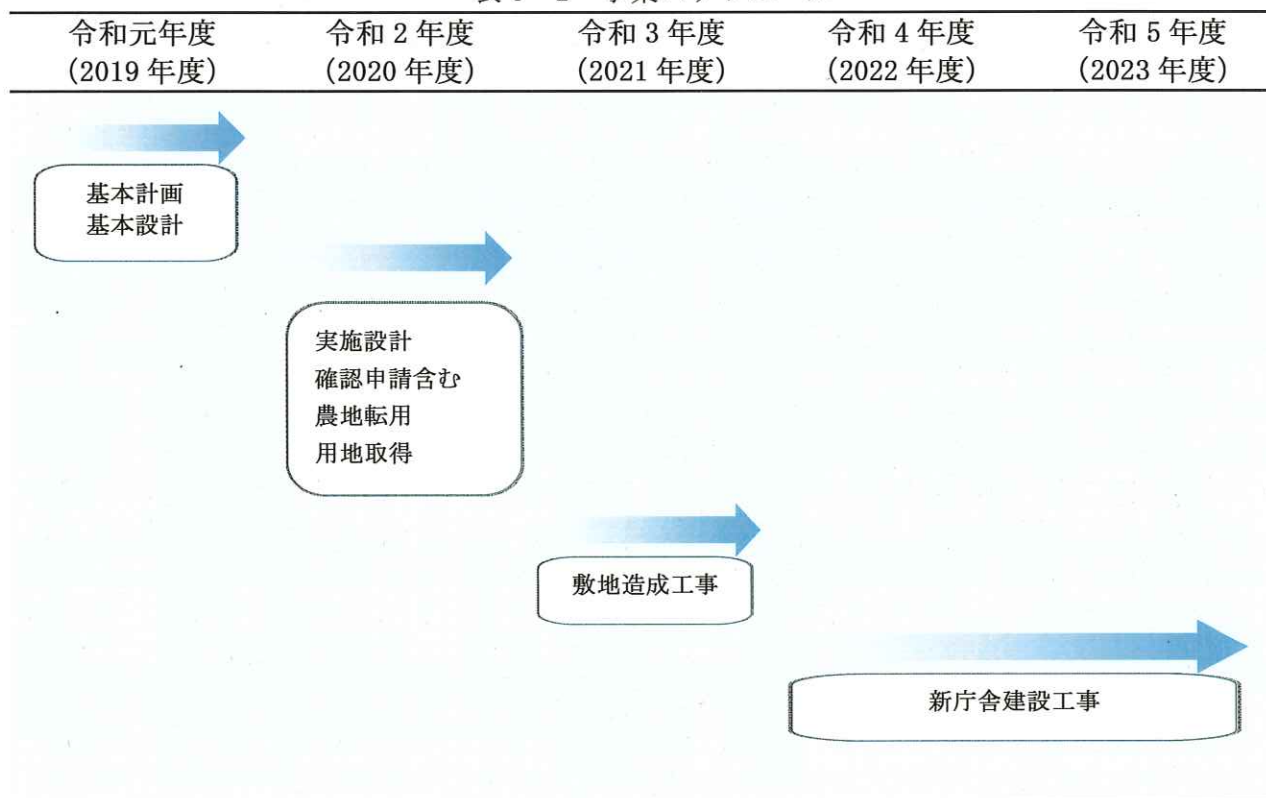
表 5-1 概算事業費

費 目	費用（千円）	備 考
設計監理費	200,000	造成設計、基本設計、実施設計等
敷地造成工事費	200,000	敷地造成工事
建設工事費	2,900,000	新庁舎建設費
周辺整備工事費	420,000	外構等付帯工事、調整池
合 計	3,720,000	税込

2. 事業スケジュール

基本構想策定後の基本計画から新庁舎供用開始までのおおまかなスケジュールは、次のとおりです。

表 5-2 事業スケジュール



3. 施設管理・運用に関する考え方

新庁舎の適切な運用に向けて、竣工後の管理運営にも配慮して設計を行います。具体的には、耐久性のある建築材料の選定により、修繕の必要となる時期を可能な限り延長させることや、清掃など維持管理のしやすい建築材料の使用、設備機器の入替えを見据えた更新のしやすい平面・断面計画を行います。

また、間仕切りの位置変更のしやすさなど、将来の利用状況の変化に柔軟に対応できるものとし、運用管理面における経費を節減できる工夫を行い、ライフサイクルコストの低減に努めます。構造・設備計画の内容を踏まえ、施設の運用状況の把握など効率的に管理できるエネルギーマネジメントの導入など、最適な施設運用が可能な施設づくりを進めます。

さらに、新庁舎の施設性能を効果的に運用した保守管理や警備、清掃等の維持管理における人的負担の軽減など、ソフト面における効率性、経済性に配慮した運用管理の実現を目指します。

安芸市新庁舎建設基本計画

発行者 安芸市

〒784-8501 安芸市矢ノ丸一丁目4番40号
TEL : 0887-35-1013 FAX : 0887-35-4445